

(大阪税関利用者の皆様へのお知らせ)

平成22年1月15日  
大 阪 税 関

### 夢洲地区への移転貨物の通関対応について

平素は税関行政に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

夢洲地区では、昨年10月からコンテナターミナルの一体的運営が本格的に開始され、南港(咲洲)地区内のコンテナ埠頭から夢洲地区へのコンテナ船の移転が前倒しで進み、夢洲地区の蔵置貨物量が急激に増加しています。このような状況に鑑み、大阪税関では、夢洲地区へ移転された貨物(以下「移転貨物」という)の通関処理体制について、下記のとおり見直しを行いましたのでお知らせします。

#### 記

##### ○ 移転貨物に対する通関処理体制

大阪税関では、当分の間、移転貨物の通関業務について、事前に南港出張所での処理を希望する旨登録された者の申告に関し、以下の措置を講じることとします。

具体的には、移転貨物に係る輸出入申告先は現状どおり桜島出張所長あてとしますが、関係書類の受理から許可・承認に至るまでのすべての業務(通関に係る審査・検査業務及び収納関係業務)処理について、事前に登録された者の申告に関し、桜島出張所に代わり南港出張所において行うというものです。

本措置につきましては平成22年1月25日(月)から実施します。

##### ○ 本措置に対する問い合わせ先

本措置に係る詳細につきましては、以下の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

- 業務部通関総括第1部門 (06-6576-3315)
- 桜島出張所通関部門 (06-6461-0400)
- 南港出張所通関総括第1部門 (06-6614-5363)

以上

各 位

大 阪 税 関

夢洲地区への移転貨物に係る通関処理官署の登録要領について

夢洲地区へ移転された貨物について、南港出張所での通関業務処理を希望する場合は、下記の要領で税関への登録を行っていただきますようお願いします。

記

登録期間： 1月18日（月）～1月22日（金）

登録方法： 別紙「夢洲地区への移転貨物の通関官署登録」を、大阪通関業会又は大阪税関業務部、南港出張所若しくは桜島出張所の窓口へ提出してください。

なお、期間内に登録できなかった場合は、1月25日（月）以降も上記の税関窓口にて随時登録を受け付けます。

(別紙)

平成 22 年 1 月 日

大阪税関 殿

夢洲地区への移転貨物の通関官署登録

当社が行う夢洲地区に移転された輸出入貨物の通関官署は、大阪税関南港出張所とします。

記

会社名 : \_\_\_\_\_

■ 通関営業所名 : \_\_\_\_\_  
(NACCS 利用者コード : \_\_\_\_\_)

■ 営業所責任者名 : \_\_\_\_\_

■ 連絡先電話番号 : \_\_\_\_\_

以 上

(大阪税関利用者の皆様方へ)

平成22年1月15日  
大 阪 税 関

夢洲地区への移転貨物の輸出入通関業務に関する説明会の開催について

平素は税関行政に対して、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
夢洲地区への移転貨物の輸出入通関業務に関する説明会について、下記のとおり開催いたしますので、ご参加方お願いいたします。

なお、説明会は2回に分けて開催しますが、会場の都合で各回100名程度の収容となりますので、予めご了承ください。

記

1. 日 時：平成22年1月19日（火）

① 10：30～11：30（1回目）

② 13：30～14：30（2回目）

\*①又は②のどちらかにご参加方お願いいたします。

2. 場 所：大阪税関南港出張所3階会議室

大阪市住之江区南港東7-1-41

(別紙「南港出張所までの交通案内」参照)

\*駐車場には限りがございますので、可能な限り公共交通機関をご利用のうえ、ご参加方お願いいたします。

3. 内 容：夢洲地区への移転貨物の当面の輸出入通関業務について

説明会に関する問い合わせ先 大阪税関南港出張所総務課 TEL：06-6614-5304・5305 担当：坂本・松浦
--

